

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名 (市町村コード)	西尾市 (213)
地域名 (地域内農業集落名)	横須賀地区 (横須賀集落：吉良町（下横須賀、上横須賀、木田、寺嶋、岡山、瀬戸、駱馬、宮迫、津平、友国、中野、小牧、酒井）)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 6 月 2 1 日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、平地の部分と山地の部分があり、多種多様の農業者が、営農を行っている。 ・耕作放棄の農地は小さい面積(10a以下)で担い手が行うには効率が悪い。 ・茶農家では加工工場の整備や、生産できるまで木を育てるのに年数がかかるなどの設備投資があり、買取価格の低迷が営農継続を難しくしている。 ・今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集約を進める必要がある。 ・施設園芸では多くの農地を担うのは難しい。 ・有効活用できる空きハウスは少なく、土地と施設の所有者が違うなどの課題がある。 ・畑は管理はしているが、利用権設定が進まない。 ・土地改良区でない水利があり、存続に不安がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田については、ブロックローテーション方式による農地利用を図り、地域で協力し水稻、麦、大豆、飼料用米の大規模かつ効率的な作業を目指す。 ・地域内の畑については、幅広く担い手を検討し、集積・集約を図る。 ・生産組合（農事組合法人など）の新設も模索し、担い手を確保する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	644.4 ha
①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	509.5 ha
ア. うち田の面積	303.5 ha
イ. うち畑の面積	206.0 ha
②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とする。 ・保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合にに応じて適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内で農業をリタイア・経営を転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手や農地所有者のニーズがあれば、農地中間管理機構関連整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の計画を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
西三河農協が主催している農業関係のスクールと等連携し、地域内外から新規就農予定者を募集し、栽培技術の取得支援や生産農地のあっせん等を行い、定着までの取り組みを進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①カラスやイノシシ被害防止に努める ②減農薬・減化学肥料に努めやれるところは有機農業を行う ③施設園芸を始めスマート農業に取り組む。 ⑤現在ある果樹を維持できるよう後継者育成、新規就農を模索する。 ⑦地権者も含めた保全管理の在り方を模索する。 ⑧既農業用施設の有効活用が図られるようにする。 ⑨飼料米など飼料作物の生産や堆肥利用などを行う。				